

嘉 子 第 502 号
令和 2 年 8 月 28 日

保 護 者 各 位

嘉手納町長 當山 宏
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための登園自粛要請の延長について

日頃より新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

令和 2 年 8 月 28 日、沖縄県において新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急事態宣言が 9 月 5 日まで再延長されました。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育所等を利用されている保護者の皆様に対し、登園自粛要請を延長いたします。

記

1. 登園自粛要請期間延長：令和 2 年 8 月 31 日（月）～ 9 月 5 日（土）

（上記期間は状況により変更することがあります。）

※なお、登園自粛要請に応じて長期欠席となった場合でも、退所とはなりません。

※仕事が休めない等のご事情がある方には、保育を行いますので、各園等にお申し出ください。

2. 登園自粛要請期間中の保育時間：午前 8 時～午後 5 時 30 分

※やむを得ない事由により、上記時間外の保育を必要とする場合は、各保育所等へ相談してください。

3. 登園自粛を行った場合の保育料等の取り扱い

保育料（利用者負担額）

登園・登所しなかった日数に応じて日割り計算により減免いたします。（減免額を 11 月分の保育料に充当いたします。※園に直接保育料を支払っている方は、園にご確認ください。）

※上記の取り扱いについては、保育料が発生している方が対象です。

※副食費については、各園にご確認ください。

上記内容は、状況により随時変更・更新しますので予めご了承ください。

【問い合わせ先】嘉手納町役場 子ども家庭課 保育支援係 TEL：956-1111（内線 123）